

## 津久見市農業委員会農地利用最適化推進委員推薦及び募集要項

津久見市の農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、市の農業振興に尽力いただける方を津久見市農業委員会の農地利用最適化推進委員として団体や個人から推薦及び募集いたします。

### 1 推薦及び募集人数

8人

### 2 募集区域名及び区域ごとの募集人数

区域名	行政 区	募集人数
第1地区	千怒区	1名
第2地区	彦ノ内区	1名
第3地区	中田区・八戸区	1名
第4地区	西ノ内区・岩屋区・宮本区	1名
第5地区	青江区・畠区・川内区・警固屋区・入船区・川上区	2名
第6地区	徳浦区・堅浦区・長目区・無垢島区	1名
第7地区	日見区・福良区・網代区・江ノ浦区・赤崎区・四浦第1区・四浦第2区・四浦第3区・四浦第4区・四浦第5区・四浦第6区・保戸島第1区・保戸島第2区・保戸島第3区	1名

### 3 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日の3年間

### 4 身分

津久見市の特別職の非常勤職員

### 5 兼務について

農業委員と農地利用最適化推進委員の兼職はできません。

## 6 委員報酬

「津久見市の執行機関の委員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給します。

**農地利用最適化推進委員 月額 17,000円**

※上記の金額は一般委員の報酬になります。また、農地集積や遊休農地の解消等の活動及び成果に応じて、別途加算される場合があります。

## 7 職務内容

農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律の規定により、農業委員会の農業委員と協力しながら以下の活動を行います。

- (1) 担当区域における農地の利用促進を図るため利用権の設定、農地の集約化等の農地利用の最適化の推進
- (2) 担当区域における農地利用状況の把握及び農地法関係の調整活動
- (3) 毎月開催される農業委員会の総会に出席

## 8 推薦を受ける者及び応募する者の資格

委員選任予定日において、次の（1）から（4）のいずれにも該当する者

- (1) 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のため積極的に活動ができる者
- (2) 津久見市に住所を有する者
- (3) 20歳以上であること。
- (4) 津久見市の職員でないこと。

※ただし、次の（5）から（7）いずれかに該当する者は除く。

- (5) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (6) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (7) 市税等の滞納がある者

## 9 推薦及び応募方法

- (1) 推薦及び募集期間

令和8年2月5日（木）から令和8年3月6日（金）まで（必着）

## （2）推薦及び応募方法

農地利用最適化推進委員に推薦又は応募される方は、次の用紙に必要事項を記入し提出してください。

### ①推薦の場合

団体推薦の場合・・推薦用紙を使用し、推薦する者は団体の代表者です。

個人推薦の場合・・推薦用紙を使用し、推薦者の1名が代表者となる必要があります。

※推薦用紙 津久見市農地利用最適化推進委員推薦用紙(第1号様式)

### ②応募の場合

応募用紙を使用してください。

※応募用紙 津久見市農業委員会農地利用最適化推進委員応募用紙(第2号様式)

### ③推薦及び募集用紙

令和8年2月5日（木）より津久見市農業委員会事務局で配布いたします。また、津久見市のホームページからもダウンロードできます。

## （3）提出方法

津久見市農業委員会事務局へ持参又は郵送により提出して下さい。

### ①郵送の場合

郵送先 〒879-2435 津久見市宮本町20番15号

津久見市役所本館3階 津久見市農業委員会事務局

### ②持参の場合

午前8時30分から午後4時30分まで、津久見市農業委員会事務局で受付いたします。

（土曜・日曜日及び祝日は除きます。）

## 10 推薦及び募集状況の公表

推薦及び募集状況は、中間及び終了後に津久見市のホームページで、以下の内容を公表します。

### （1）推薦する者の氏名、職業、年齢、性別、推薦理由

（団体は名称、代表者、活動の目的、構成の数、推薦の理由）

- (2) 推薦を受ける者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況、認定農業者の認定の有無、農地利用最適化推進委員への推薦の有無
- (3) 応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況、応募理由、認定農業者の認定の有無、農地利用最適化推進委員への応募の有無
- (4) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (5) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数

### 1.1 選任

#### (1) 選考方法

選考は、提出書類等により農業委員会において行います。

#### (2) 選任結果の通知

農業委員会の審議を経た後、通知いたします。

### 1.2 注意事項

- (1) 提出書類は返却いたしません。
- (2) 推薦及び応募に関する経費は自己負担となります。
- (3) 提出書類については、津久見市情報公開条例及び津久見市個人情報保護条例等、関係条例に基づき取扱います。

### 1.3 問い合わせ先

〒879-2435

津久見市宮本町20番15号

津久見市農業委員会事務局

電話 (0972) 82-9522 (直通) FAX 0972-82-9520